

越後山伏



第5号

発行日：平成18年12月4日発行
和光市越後山土地区画整理組合
住所：和光市南1-20-34
TEL：048-462-2611
FAX：048-450-1545

第4回総代会が開催されました

去る、11月2日午後7時より、組合事務所会議室にて第4回総代会が開催されました。和光市役所の小島建設部長を来賓に招き、総代定数13名のうち、12名の出席にて、下記の議案が可決されました。

【議案第10号】



事業計画書（第1回変更）について



《説明》



えちごやままちづくりニュースでお伝えしたように、第1回意向調査の結果、多くの地権者の方から、「歩いて楽しい街」、「緑の多い街」を望む声が寄せられました。この声を事業に活かすために、まちづくり委員会、えちごやまプロジェクトの答申を受け理事会で検討してまいりました。変更の主な内容は下記のとおりです。

- ・一部道路の幅員を広くして歩道を設置。
- ・ポケットパークの増設。
- ・保留地面積の削減
- ・緑地面積の削減
- ・保留地面積の削減に伴い事業費の見直し



今後、埼玉県、和光市と協議しながら事業計画変更の認可手続きを進めています。

【議案第11号】

換地規程について

《説明》



皆さんの換地を公平に行なうために換地規程を定めます。換地規程は、土地評価基準と換地基準の2つから構成されています。これは、（社）街づくり区画整理協会が発行している、『土地区画整理事業実務標準』を基に越後山地区の地域特性を考慮し作成しています。したがって、他の区画整理組合の換地規程と大きな違いはありません。



事業の進捗状況

本年度も半分を過ぎました。組合では、一日でも早く皆さんが土地利用できるように事業を進めています。しかし、年度内の仮換地指定に向け努力しましたが時期が少し遅れ、来年の夏ごろになる見込みです。これは、皆さんに行なった2回の意向調査の結果を出来るだけ、事業計画、換地に反映できるように慎重に事業を進めているためです。ご理解とご協力をお願いします。

松田氏の大臣賞の報告

当組合の準備委員会時代からご指導を頂いている(株)平成都市計画研究所（事務代行者）の松田薫三氏が国土交通大臣から大臣表彰を受けました。これは、ふじみ野市の大井・苗間地区を中心とした土地区画整理事業の多年に渡る功績が評価されたものです。

- ・緑の都市づくり賞
- ・彩の国景観賞 他多数



土地や建物の権利変動等については組合へお知らせ下さい。

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、換地設計を行う上で、把握しておく必要があります。相続や、土地・建物の売買等で、権利に変動が生じた場合は組合へお知らせ下さい。土地区画整合法 76条による建築行為の制限を受けています！

区画整理事業地内は、区画整合法 76条の規制区域となっています。

建物の新築、増改築や土地の形質変更等は知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築をお考えの方は組合までご連絡下さい。

（権利変動届け、76条申請書は、組合事務所に所定の用紙が備え付けてあります）

